

定期積金規定

1. **(掛金の払込み)** 定期積金（以下「この積金」という。）は、表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。
2. **(証券類の受入れ)**
 - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
 - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。
3. **(給付契約金の支払時期)**

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
4. **(払込みの遅延)**

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
5. **(給付補填金等の計算)**
 - (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
 - (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第10条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て）この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。
 - ④ この計算の単位は100円とします。
6. **(先払割引金の計算等)**
 - (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日以上のものに限ります。
 - (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。
7. **(満期日以後の利息)**

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。
8. **(反社会的勢力との取引謝絶)**

この積金は、第10条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの積金をお断りするものとします。
9. **(取引の制限等)**
 - (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
10. **(解約)**
 - (1) この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
 - (2) 次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ① 積金者がこの積金の申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

1 1. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

1 2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 3. (印鑑照合)

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 4. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

1 5. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、積金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上（令和2年1月現在）